

○相生市立図書館条例

昭和 56 年 3 月 31 日

条例第 15 号

(設置)

第 1 条 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 10 条の規定に基づき
市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 図書館の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 相生市立図書館

位置 相生市那波南本町 11 番 1 号

(分室)

第 3 条 図書館活動を行うため必要があるときは分室を置くことができる。

(職員)

第 4 条 図書館に館長及び司書を置く。

2 前項に定める職員のほか必要な職員を置くことができる。

(図書館協議会)

第 5 条 図書館に相生市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員の定数は 10 名以内とし、その任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験者

(一部改正〔平成 24 年 3 月 27 日〕)

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から起算して 6 箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 相生市の特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 32 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則(平成 24 年 3 月 27 日)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。